

議員提出第2号

久喜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年6月6日

提出者 久喜市議会議員

岡崎克巳

上條哲弘

春山千明

杉野修

園部茂雄

猪股和雄

久喜市議会議長 柿沼繁男 様

久喜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

久喜市議会の議決すべき事件を定める条例（平成24年久喜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中カをキとし、イからオまでをウからカまでとし、アの次に次のように加える。

イ 久喜市公共施設等総合管理計画に基づく久喜市公共施設個別施設計画

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

久喜市公共施設個別施設計画について、議会での十分な審議・審査を図り、市民の視点に立った透明性の高い行政執行の推進に資するため、この案を提出するものであります。